

## 人材育成支援事業 実施要領

### (通則)

第1 人材育成事業（以下「事業」という。）については、喜多方市補助金等の交付に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及び喜多方市商業等活性化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2 中小企業者の経営能力の強化、企画力の向上及び人材育成等を支援することを目的とする。

### (定義)

第3 要綱別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。（以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する企業者のうち、製造業を除く者をいう。
- (2)「組合団体等」とは、商工振興会、商店街振興組合、商店会、その連合体をいう。
- (3)「人材育成事業（研修会等の実施）」とは、中小企業者が自己の事業に係る経営力等の上、強化等を図るため、講演会や研修会を実施する事業をいう。
- (4)「人材育成研修（研修会への参加）」とは、中小企業者が自己の事業に係る経営力等の向上、強化等を図るため、経営者又は従業者を研修会及び講習会等に派遣し、受講させる事業をいう。
- (5)「事業承継にかかる専門家招へい事業」とは、市内の中小企業者が事業承継に向けて専門家から指導を受ける事業をいう。
- (6)「若手経営者による連携事業」とは、50歳未満の経営者で法人の場合代表格を持つ者が、3者以上で連携して取り組む事業をいう。

### (補助対象者)

第4 補助金の対象となる補助事業者は、市内の中小企業者及びその団体、組合団体等並びに市長が適当と認めた団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税に未納がある者
- (2) その他市長が適当ではないと認める者

### (補助対象経費)

第5 事業に要する経費のうち、補助の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

なお、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 補助対象経費は、人材育成を目的とし、知識・教養・技術の面で身につける研修等の受講料を対象とする。免許等の資格を取得するものや、法律などで義務的に受講しなければならない研修に係る受講料は対象としない。

(事業の実施手続)

第6 事業実施の手続きは次のとおりとし、概算払請求は認めないものとする。

(1) 交付申請

事業を実施しようとする者は、要綱で定める補助金交付申請書（様式第1号）に、この要領で定める事業計画書（別紙1）、収支計画書（別紙2）及びその他必要な資料を添えて、市長に提出するものとする。

添付書類には、事業の内容（目的、カリキュラム、受講料等）が明記されている資料を提出すること。

(2) 変更申請

事業内容を変更しようとするものは、要綱で定める事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）に、変更内容がわかる資料を添えて、市長に提出するものとする。

(3) 実績報告・交付請求

補助事業者は、事業が完了したときは、要綱で定める実績報告書（様式第4号）及び交付請求書（様式第6号）に、この要領で定める事業報告書（別紙3）、収支決算書（別紙4）及びその他必要な資料（領収書等）を添えて、要綱で定める日までに、市長に提出するものとする。

(事業終了後の状況報告)

第7 補助事業者は、市長が事業終了後の状況報告を求めた場合には、市長の指示に従い、その指定する期日までに報告しなければならない。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。